

1 電子証明書（ＩＣカード）の記載事項 に変更があった場合の手續等について



電子証明書（以下、「ＩＣカード」）利用者の方で、以下の場合には、迅速に変更等の手續を行ってください。（「入札参加資格審査申請書」記載事項変更届の提出も必要です。）詳細については、ＩＣカードを購入された認証局にお問い合わせください。なお、変更手續が完了するまでは、電子入札はできません。

代表者名に変更があった場合

企業等の商号・名称に変更があった場合

企業等の本店（または委任先）の所在地に変更があった場合（ただし、転居は伴わないが、行政の都合で変更となった場合（住居表示の変更等）は、手続きする必要はありません。）

2 上記におけるＩＣカードの記載事項変更 手續中の入札の取扱について



ＩＣカードの変更手續中やパソコン機器の障害などやむを得ない理由がある場合は、紙入札によって入札に参加することができます。入札書受付締切日の前日までに、「紙入札参加届出書（第６号様式）」を契約課工事契約係まで提出してください。なお、新しいＩＣカードの変更手續が完了したら、速やかに「電子入札用電子証明書（ＩＣカード）変更届出書（第３号様式）」を提出してください。

【根拠法令等】 「鹿児島市電子入札運用規約」より抜粋

第５条

7 （中略）ＩＣカードの内容に異動を生じた場合は、直ちに電子入札用電子証明書（ＩＣカード）変更届出書を電子入札システム責任者に提出しなければならない。

8 事実と異なる内容のＩＣカードを使用し、又は前項の届出を行わずに電子入札をした場合は、これらの入札を無効とすることができる。

第１３条 入札参加者は、やむを得ない理由で電子入札をすることができない場合には、入札書受付締切日の前日までに入札執行者に紙入札参加届出書（別記第６号様式）を提出しなければならない。ただし、入札執行者が特に認める場合は、この限りでない。

第１４条 第１３条の規定による届出をした者（以下「紙入札参加者」という。）は、入札執行者が指定した日時及び場所で紙入札をしなければならない。

連絡先

鹿児島市契約課工事契約係

直通 216 - 1163